



島根県報

令和3年6月15日（火）

第 217 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	2

【特定調達公告】

空港用除雪トラックの調達に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	4
----------------------------	-------------	---

【正 誤】

令和3年6月1日付け島根県報第213号中	（中 小 企 業 課）	5
----------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第418号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和3年6月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
中里地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和2年5月29日
八尾川以南地区 用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業）	令和元年12月18日
都万地区 用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（簡易整備型））	令和3年3月10日

島根県告示第419号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年6月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
川本町大字因原704-1、1012・1013-2・1030・1033-2・1035-5・1041（以上6筆について次の図の示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年6月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーズマーケットホック浜山店 出雲市大社町入南608-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 長谷川 徹 安来市赤江町1448-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) フーズマーケットホック大社浜山店

(変更後) フーズマーケットホック浜山店

(4) 変更の年月日

令和3年6月1日

2 届出年月日

令和3年6月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第421号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年6月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや雲南三刀屋店 雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) みしまや三刀屋店

(変更後) みしまや雲南三刀屋店

(4) 変更の年月日

令和3年6月1日

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課 (雲南市木次町里方521番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和3年6月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

空港用除雪トラックの調達 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和3年4月28日

4 落札者の氏名及び住所

UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 池信 光雄 島根県出雲市神門町823-1

5 落札金額

39,600,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和3年3月16日

正 誤

令和3年6月1日付け島根県報第213号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から17	江津市商工観光課（島根県江津市江津町1525番地）	江津市商工観光課（島根県江津市江津町1016番地4）